

令和8年度横浜市国民健康保険特定健康診査業務の受託事業者募集要項

1 趣旨

横浜市国民健康保険（以下「本市国保」）では、メタボリックシンドロームを早期発見することで、脳卒中や心筋梗塞など生活習慣病への進行を予防し、医療費の適正化につなげることを目的として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき特定健康診査（以下「特定健診」）を実施しています。

本市国保では特定健診の実施にあたり約42万人の対象者に対して受診機会を提供する必要があることから、専門的知識及び技術等を有し、健診精度及び安全性を確保できる複数の事業者へ外部委託しています。

このため、現在の健診実施機関に追加して新たに特定健診業務を行う事業者（※一般社団法人横浜市医師会の会員を除く）を募集します。

※一般社団法人横浜市医師会会員の健診機関についての募集

一般社団法人横浜市医師会の会員となっている診療所及び病院については、契約行為を横浜市医師会に委任していただき、医師会と本市国保との間で契約を締結するため、本募集の対象となりませんのでご注意ください。（横浜市医師会会員の場合は、横浜市医師会にお問い合わせください。）

2 委託業務の件名

横浜市国民健康保険特定健康診査業務委託

3 委託内容

（1）特定健康診査の業務基準

特定健診の実施にあたっては、横浜市国民健康保険の業務基準及び以下に掲げる各法令・通知を遵守してください。

ア 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）

イ 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」平成19年10月19日（政令第318号）

ウ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」

（平成19年12月28日 厚生労働省令第157号）

エ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示

（告示第3号） 特定健康診査の除外対象となる者

（告示第4号） 医師が必要と認めるときに行う健診項目及び実施の基準

（告示第5号） 腹囲検査の省略基準

（告示第6, 7, 8号） 特定保健指導の対象となる者（階層化）の基準

（告示第92号） 特定健診・特定保健指導の外部委託基準

（告示第93号） 特定健診・特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

オ 標準的な健診・保健指導プログラム

カ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き

※上記の各法令・通知については厚生労働省ホームページからそれぞれダウンロードできます。

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>）

(2) 特定健康診査の実施に関する業務

ア 特定健康診査の検査項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」の規定による特定健康診査の項目に加えて、本市国保の追加検査項目を必ず実施してください。

特定健康診査の検査項目

	検査区分	検査項目
◇法定検査項目	基本項目 ※全員実施	問診(服薬歴、喫煙歴、食生活、運動習慣等) 身体計測(身長、体重、B M I 、腹囲) 血圧測定 理学的検査(身体診察) 尿検査(尿蛋白、尿糖) 血液化学検査 ①血糖検査(空腹時血糖 ^{※1} 、ヘモグロビン A1c) ②脂質検査(空腹時中性脂肪 ^{※2} 、HDL・LDL コレステロール) ③肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)
	詳細項目 ※国基準該当者のみ	貧血検査(赤血球値、ヘマトクリット値、ヘモグロビン値) 心電図検査 眼底検査
	◆追加健診項目 ※全員実施	血液検査(血清尿酸、血清クレアチニン) 尿検査(尿潜血)、eGFR ^{※3}

※1 やむを得ない場合は随時血糖。ただし、随時血糖とは随時血糖は食後 3.5 時間以上 10 時間未満に採血したものとします。

※2 やむを得ない場合は随時中性脂肪

※3 eGFR 値については、数値が判明している場合には、参考値として記入をお願いしています。

イ 受診者のプライバシーを確保した健診実施場所の確保

受診者がプライバシーを確保して受診できる場所で特定健診を実施してください。

ウ 受診者に対する健診結果の通知及び情報提供

健診終了後の健診結果通知において、受診者が健診結果から健康状態を自覚し、日々の生活習慣の重要性についての理解を深めることができるよう必要な情報提供を行ってください。

(ア) 健診結果の通知方法

健診結果は、書面を作成し対面又は郵送のいずれかの方法で受診者に通知してください。

a 対面により健診結果通知をする場合

検査値や問診結果を踏まえた助言等を行うとともに、健診結果通知票を受診者に手渡しにより交付してください。

b 郵送により健診結果通知をする場合

検査値や問診結果を踏まえ、生活習慣病予防のための助言を含めた情報提供用紙を併せて送付してください。

(イ) メタボリックシンドローム判定についての説明

特定健診の結果を基に、2005年4月に内科系8学会が策定したメタボリックシンドローム診断基準によって、基準該当及び予備群該当を判定してください。その判定結果とともに、受診者の生活習慣や検査結果を踏まえ、生活習慣改善に向けた情報提供を行ってください。

(ウ) 特定保健指導の階層化についての説明

健診結果を基に「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に関する大臣告示」に規定される基準によって階層化を行い、その結果、特定保健指導（動機付け支援又は積極的支援）の対象となる者には、健診結果説明時に特定保健指導に関する情報提供を行ってください。情報提供では特定保健指導を利用し、生活習慣改善に繋げるため、行動変容の必要性を意識づけできるよう説明してください。

※ 「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当せず、「情報提供レベル」と判定された場合は、個々の健診結果に応じた日常生活の注意点等を情報提供してください。

※ 「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当した方への特定保健指導利用券は、保険者による判定のうえ、受診から概ね2～3か月後に本市国保から対象者へ郵送しています。

(エ) 受診勧奨判定値の説明

健診結果データが「標準的な健診・保健指導プログラム」に定める受診勧奨値に該当する場合は、受診者に対して受診勧奨を行ってください。また階層化の結果、特定保健指導該当者となる場合には、受診勧奨とともに、特定保健指導利用の可否についてもあわせて説明してください。

(3) 特定健診に附帯する業務

ア 健診の予約受付

本市国保が特定健康診査受診券（以下「受診券」）を交付した対象者の予約受付を行い、受診日時、会場等を調整してください。

イ 健診当日の事務等

健診当日、「受診券」と（ア）～（エ）のいずれかの提示により、受診資格の確認を行ってください。受診券は、窓口で回収し保管します。

（ア） マイナンバーカード（健康保険証利用登録がされており、乙の端末で資格確認ができる場合に限る）

（イ） 資格確認書

（ウ） マイナポータルの資格情報画面

（エ） マイナンバーカードと資格情報のお知らせ

ウ 健診結果および費用請求に関する処理

厚生労働省の定める電子的標準様式（XML形式）にて、健診結果データおよび費用請求データ

を作成し、本市国保が委託する事務代行機関である神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）へ提出してください。

エ 受診券、問診票及び健診データの保管管理

受診券、問診票は健診当日に窓口で回収してください。また、健診結果データは診療記録とは区分けして保管します。保存期間はそれぞれ5年間です。

オ 苦情等の対応

受診者からの苦情及び健診受診中の事故が発生した場合には、本市国保へ速やかに報告するとともに、苦情又は事故内容、再発防止策について書面記録を作成し提出します。

カ 特定健康診査業務実施報告書の提出

本市国保から業務実施報告書提出の依頼があった場合、指定する様式にて作成し提出してください。

キ 特定健康診査業務の実施に関わる打合せ等への参加

必要に応じて本市国保が主催する特定健康診査業務の実施に関わる打合せ会等に出席してください。

ク 本人からの請求に基づく特定健康診査結果の情報開示

実施した特定健康診査について、その結果に係るデータ（画像データ等の受託者のみが保有するデータも含む。）を有している場合には、受診者本人の請求に基づき、横浜市を経由せず、当該データを当該本人に対して開示してください。

なお、開示を行う場合の費用について請求する場合、受診者本人から徴収してください。

4 委託する特定健康診査業務の事業量見込

約12万人 ※（参考）令和6年度特定健康診査実施件数 115,034人

5 委託料の支払い

特定健診に要する経費は、別途締結する委託契約書に基づき、国保連合会から支払われます。

6 履行期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

次の事項に該当する者は、応募することができません。

ア 一般社団法人横浜市医師会の会員

イ 横浜市外の健診機関

ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人

エ 最近1年間の個人市民税、法人市民税を滞納しているもの

(2) 応募の条件

ア 特定健診の実施場所を横浜市内に確保できること

- イ 厚生労働省が定める特定健診の外部委託基準をすべて満たしていること（特定健診・特定保健指導の外部委託基準）
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施基準」及び「標準的な健診・特定保健指導プログラム」を遵守して、特定健診を実施できること
- エ 特定健診の法定検査項目となっている基本的健診の検査項目、詳細健診の検査項目3項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査）及び本市の追加検査項目3項目（血清尿酸、血清クレアチニン、尿潜血）をすべて実施できること（自施設、再委託いずれかにおいて、すべて実施できること）
- オ 厚生労働省が定める標準的な電子的様式（XML形式）により、特定健診結果及び請求データを国保連合会に提出できること（自施設、外注いずれかにおいて対応し、提出できること）
- カ 年度をとおして特定健診を実施すること（途中の辞退は原則認めない。）
- キ 前年度までの特定健診を他の健診機関にて受診した者でも、契約年度における特定健診を実施すること
- ク 本業務開始までに社会保険診療報酬支払基金に特定健康診査機関届出を本業務開始までに提出すること

8 申請の手続き

(1) 提出書類

申請にあたっては、提出期限までに次の書類を2部（原本1部・コピー1部）提出してください。

- ア 横浜市国民健康保険特定健康診査業務の委託契約に係る申請書（様式1）
- イ 業務提案書（様式2）
- ウ 運営についての重要事項に関する規程の概要（様式3）
- エ 社会保険診療報酬支払基金への特定健康診査機関届出に関する調書（様式4）

(2) 書類の入手方法

申請に必要な書類は、横浜市国民健康保険ホームページからダウンロードしてください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/kenko/jigyosya.html>)

(3) 申請書の提出方法

ア 受付期限

令和8年1月16日（金）17時必着

イ 提出先

(ア) 郵送の場合

[郵送先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

横浜市健康福祉局保険年金課 医療費適正化等担当

(イ) 持参する場合 事前連絡（電話045-671-4067）の上、お越しください。

※ 土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く）

[提出先] : 横浜市健康福祉局保険年金課 医療費適正化等担当

[所在地] : 横浜市中区本町6丁目50-10 16階

[交通] : みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分

最寄りのバス停「横浜市役所前」

ウ 申請書の提出部数

2部（正本1部 副本（コピー）1部）

9 その他留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員に対し、接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は無効とします。

(2) 提案内容の変更禁止

申請書類受理後の追加、修正等は認めません。

(3) 虚偽の記載及び審査における虚偽行為をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合、審査において虚偽があった場合は、無効とします。

(4) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、辞退書（任意の様式）を提出してください。

(5) 費用負担

ア 申請書類等の作成、提出等に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

イ 契約締結までに行う委託業務の準備に関して必要となる費用は、受託事業者の負担とします。

(6) 情報の公開

応募事業者の審査結果については、決定した事業者名等について横浜市ホームページで公表します。また「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

(7) 受託事業者決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には無効とします。

10 審査方法

下記の方法により、申請者から提出された申請書類の審査を行い、受託者を決定します。

(1) 審査基準

委託の基準	項目	視点
特定健診業務について、基本的知識及び経験を有する者を従事させることができることか	人員配置の考え方	健診を適切に実施するために必要な医師、看護師、常勤の管理者（施設・人事・会計等管理を行う者）等が確保されているか
	人材育成の考え方	健診を適切に実施するための年間研修実施計画や研修受講歴はあるか
健診を実施するための施設・設備が確保されているか	健診を実施するための施設及び設備の確保	特定健診の検査項目（基本項目、詳細項目、本市追加項目）のすべてを実施できるか
	受診者のプライバシーの確保	検査や診察を行う際、受診者のプライバシーは確保されているか
	安全管理対策	救急時の応急処置や事故予防のための安全管理対策が講じられているか
	受動喫煙対策	受動喫煙防止措置が講じられているか
健診の検査値の精度が保障されているか	内部精度管理の実施	特定健診の検査項目について、受託者自ら精度管理が定期的に行われているか
	外部精度管理の実施	外部機関による精度管理が定期的に行われているか
健診結果等の情報の取扱いが適切に行われているか	健診結果記録の電磁化処理	厚生労働省の標準的電磁様式（XML形式）により、健診データを作成し、保険者に提出できるか
	特定健診結果の受診者への通知及び必要な情報提供	健診終了後、速やかに受診者に健診結果の通知及び必要な情報提供が行われるか
	健診に関する記録の保存及び管理	健診に関する記録は医療記録とは別に適切に保存・管理されているか
	守秘保持及び個人情報の保護	受診者の守秘義務は守られているか。また、個人情報保護の取扱は適切に行われているか
安定した経営基盤を有し、適切な運営が行われるか	財務基盤の状況	基本財産及び運用財産の状況
	運営規定等の情報公開	運営に関する重要事項の規定の有無及びホームページ等での情報公開が行われているか
	受診者の利便性の確保	土日、祝祭日又は夜間に受診できる体制はあるか
	苦情対応	苦情相談窓口が設置され、苦情対応等が行われる体制はあるか

(2) 審査手続

ア 資格審査

応募資格について審査します。

イ 書類審査

提出された申請書及び添付書類について、審査基準に基づき書類審査を行います。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募した事業者すべてに対して郵送で通知するとともに、横浜市健康福祉局国民健康保険ホームページに公表します。

(4) スケジュール

ア 公募要項のホームページ公表	<u>令和7年12月16日～令和8年1月16日</u>
イ 質問受付締切	<u>令和8年1月6日</u>
ウ 質問回答	<u>令和8年1月13日</u>
エ 申請書受付締め切り	<u>令和8年1月16日</u>
オ 資格審査	<u>令和8年1月から2月</u>
カ 審査結果公表	<u>令和8年2月下旬</u>
キ 見積徴収	<u>令和8年3月上旬</u>
ク 予定価格以下の業者と契約締結	<u>令和8年4月</u>

11 添付資料

(1) 応募関係資料

ア 特定健診等機関届に関する資料

社会保険診療報酬支払基金への機関届の様式

※ 特定健診・特定保健指導実施機関が、実際に届出を行う時は、社会保険診療報酬支払基金

ホームページ (http://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_09_h30t.html) を必ず参照し、当該ホームページの様式を使用し、届出してください。

イ 特定健診の運営についての重要事項の規程の概要の公表に関する資料

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の付属資料1－2「ホームページ等の記載様式」を参考にして、提出してください。

12 その他

本件は令和8年度予算が横浜市議会において可決されることを停止条件とします。可決されない場合には契約は成立しません。

13 担当部署及び問い合わせ先

募集要項に関するお問い合わせについては下記までお願いします。

横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課医療費適正化等担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

電話 045(671)4067

FAX 045(664)0403

電子メールアドレス : kf-hokennenkin@city.yokohama.lg.jp